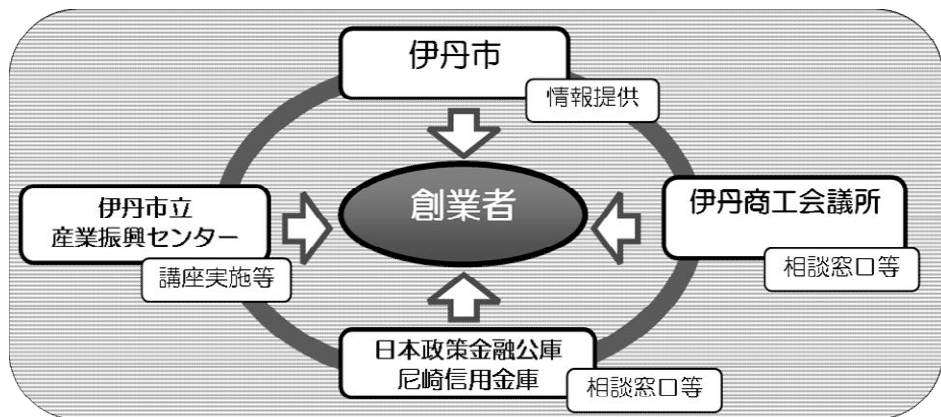


創業支援等事業について

『伊丹市』、『伊丹市立産業振興センター』、『伊丹商工会議所』、『日本政策金融公庫』『尼崎信用金庫』が連携し、創業者への支援を充実させるため、創業に関するセミナーや相談窓口の設置を行います。また、地域金融機関等が実施する創業関連支援の情報についても創業者へ提供し、伊丹市内の創業支援等機関が協力しあって市域内での創業を応援していく仕組みです。



市の支援だけでなく、国や兵庫県の創業者向けの相談窓口や補助金交付などもあります。

「創業支援制度ガイド」として市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



お問い合わせ先

◇伊丹市役所 商工労働課（制度全般に関すること）

〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 伊丹市役所 4 階 Tel：072-784-8047 Fax：072-784-8048

◇伊丹商工会議所

〒664-0895 伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工プラザ 3 階 Tel：072-775-1221 Fax：072-775-1223

◇伊丹市立 産業振興センター

〒664-0895 伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工プラザ 4 階 Tel：072-773-5007 Fax：072-778-6262

◇日本政策金融公庫 尼崎支店

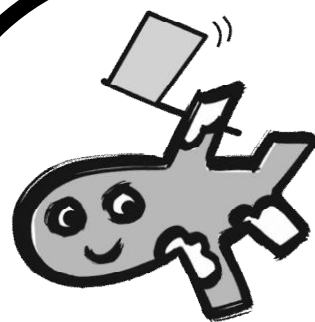
〒660-0892 尼崎市東難波町 4-18-1 Tel：06-6481-3601

◇尼崎信用金庫 伊丹市内の 7 支店

（伊丹支店・伊丹西支店・桜台支店・野間支店・昆陽里支店・鴻池支店・緑ヶ丘支店）
ホームページの検索システムより、各支店の住所や連絡先をご確認ください。→

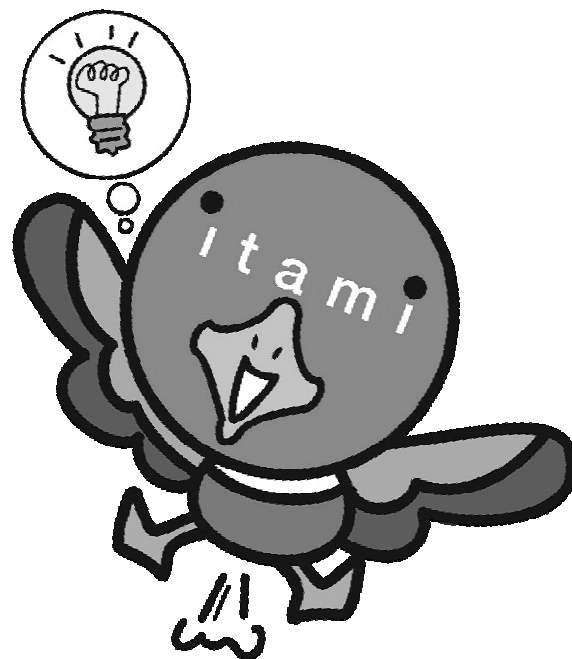


R8.6.1 更新



伊丹市マスコット ヒコまる

伊丹で 創業しよう！



itami
伊丹市

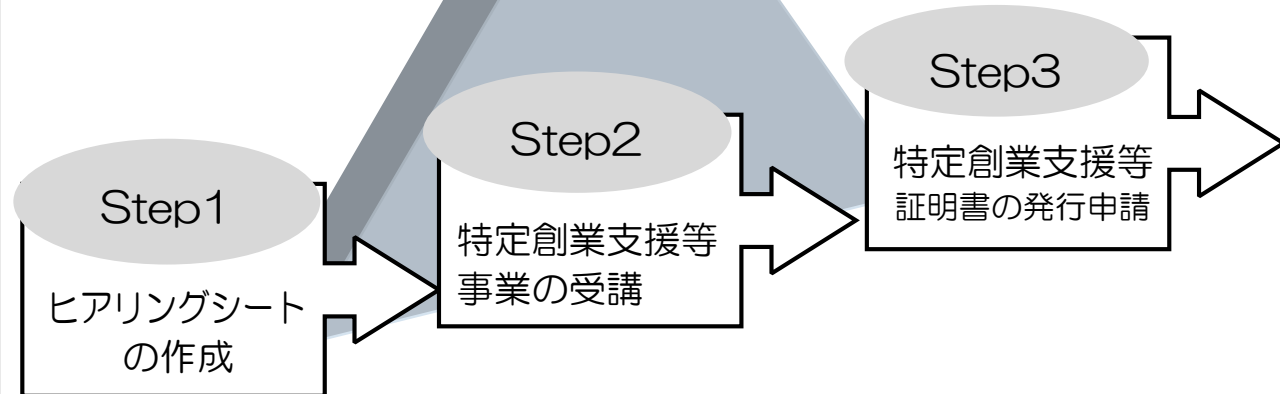
伊丹市マスコット たみまる

伊丹市で創業支援を受けるまでの流れ

※創業者とは…

- ・【創業前の方】
 - ・【創業後 5 年未満の方】
- を指します。

創業者は伊丹市から“**特定創業支援等証明書**”の発行を受けることで、支援（本パンフレット右下に記載）を受けることができます！



特定創業支援等証明書の発行！

Step1 ヒアリングシートの記入

【Step2 特定創業支援等事業の受講】の際に、シートをお配りいたします。

Step2 特定創業支援等事業の受講

“特定創業支援等事業”（本パンフレット左下に記載）を受講。

※証明書の発行には **1 ヶ月以上の期間にわたり、合計 4 回以上** の受講が必要です。

Step3 特定創業支援等証明書の発行申請

規定回数・期間以上の“特定創業支援等事業”を受けた創業者へ、伊丹市が「特定創業支援等証明書」を発行いたします。
証明書の発行をもって、各種支援を受けることが可能になります。

※オンライン申請と受講報告書添付を確認した後、市（商工労働課）から申請者の住所に、証明書を送付します。

発行申請は
こちらから→



検索する場合は、「伊丹市オンライン申請ポータル」の「手続き一覧」→「届出・手続き」→「【伊丹市】特定創業支援等事業の受講証明書発行申請フォーム」から手続きしてください。

伊丹市の特定創業支援等事業

特定創業支援等事業と規定している講座等は下記の通りです。

伊丹市立 産業振興センター

- ◇講座 ※受付中の講座は、産業振興センターHP よりご確認ください。⇒
- ・女性創業塾（女性の創業者に向けた講座）◆毎年夏頃開催
 - ・コミュニティビジネス創業支援講座
 - ・集客 PR 講座
 - ・生産性向上支援講座
 - ・経営革新セミナー
 - ・ICT 関連講座



伊丹商工会議所

- ◇相談窓口 ※伊丹商工会議所へご予約のうえご相談ください。
- ・ワンストップ相談窓口（経営指導員による課題等の個別相談が可能です）
- ◇講座
- ・創業塾（創業者向け支援セミナー）◆毎年秋頃開催

日本政策金融公庫尼崎支店、尼崎信用金庫伊丹市内 7 支店※

- ◇相談窓口 ※金融機関へご予約のうえご相談ください。
- ・金融相談窓口（創業に関する各種相談受付）
- ※7支店…伊丹・伊丹西・桜台・野間・
昆陽里・鴻池・緑ヶ丘の各支店

※各事業の実施日や詳しい内容は、それぞれの実施機関にお問合せください。

創業者が受けられるメリット

“**特定創業支援等証明書**”の発行を受けた創業者は、これらの支援が受けられます！

○登記にかかる登録免許税の軽減

株式会社・合同会社の場合、税額が資本金の 0.7% ⇒ **0.35% へ！**

- ・株式会社の最低税額の場合は 15 万円 ⇒ 7.5 万円
- ・合同会社の最低税額の場合は 6 万円 ⇒ 3 万円

対象：創業前、又は創業後 5 年未満の方（伊丹市内で創業された方に限る。）

○創業関連保証の特例

無担保・無保証人の創業関連保証を、
事業開始の 6 か月前から利用可能となります。

対象：創業前、又は創業後 5 年未満の方

詳細は市のホームページにも
掲載しています。

○新規開業資金の利率引下げ

日本政策金融公庫の上記資金について、
貸付利率の引き下げ対象となります。

